

# 山梨県公報

号外第五十七号

平成十七年

十月一日

土曜日

## 目次

### 告示

- 市町村の廃置分合に伴う町の人口の告示……………
- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正……………
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………
- 悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正……………
- 騒音に係る環境基準の類型の当てはめの一部改正……………
- 字の区域設置……………
- 字の名称変更……………
- 公安委員会……………
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

## 告示

### 山梨県告示第五百九号

平成十七年十月一日に西八代郡三珠町、市川大門町及び六郷町を廃し、その区域をもって市川三郷町を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定に基づき、市川三郷町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年十月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一八、八五四人

### 山梨県告示第五百十号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一中「三珠町、市川大門町、六郷町」を「市川三郷町」に改める。

別添図面中三珠町、市川大門町及び六郷町に係る部分を次の図のように改める。「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡南地域振興局及び市川三郷町役場において公衆の縦覧に供する。)

### 山梨県告示第五百十一号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一中「三珠町、市川大門町、六郷町」を「市川三郷町」に改める。

別添図面中三珠町、市川大門町及び六郷町に係る部分を次の図のように改める。「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡南地域振興局及び市川三郷町役場において公衆の縦覧に供する。)

### 山梨県告示第五百十二号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年十月一日

山梨県知事 山本 栄彦

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の一部を次のように改正する。

別表第十六号を次のように改める。

十六 市川三郷町

区域の区分	規制地域
A区域	上野、大塚、市川大門、印沢、高田、下大島居、黒沢、岩間、落居、楠南、宮原、葛籠沢及び鴨狩津向の一部
B区域	大塚、市川大門、印沢、高田、黒沢及び岩間の一部

C区域 上野、大塚、市川大門、印沢、高田及び黒沢の一部

別表中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号から第三十二号までを二号ずつ繰り上げる。  
別添図面中三珠町、市川大門町及び六郷町に係る部分を次の図のように改める（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡南地域振興局及び市川三郷町役場において公衆の縦覧に供する。）。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第五百十三号

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ（平成七年山梨県告示第三百六十八号）の一部を次のように改正する。  
平成十七年十月一日

本則の表以外の部分中「市川大門町」を「市川三郷町」に改める。  
山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第五百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、市川三郷町長職務執行者から次のとおり新たに字を画する旨の届出があった。  
平成十七年十月一日

山梨県知事 山本 栄彦

市川大門	大字	小字
		坂本、野中、南竹越、北竹越、宅地、落合前、宿尻、落合、西条、八乙女、大門、新町前、新町西、蓮台、具子沢、西河原、外新田、若宮、新町、八幡、北河原、橋場下、河原間、橋場、河原間新田、向新田、上手河原北敷、上手河原、附洲新田、上原、平塩、御屋敷、西平塩、羽場、片山、宮東、西羽場、宮ノ下、片瀬、回木、月場、二宮、御弓削、前山、割

石、シヨツバア、梅ヶ入、三島山、大畑、西条林、西平、峠西、カバラ沢、梨木沢、大ヶ坂、峠東、道東、大崩、兔平、葡萄、尼ヶ洞、二ノ沢、滝ヶ入、小鳥打、愛教山、平塩山、御前、別荘、根之上、上原山、曾根ヶ峯、砂山畑、石原畑、上宮見、屋敷山、愛敬平、立石、大草、鮎形、乳山、城山、芝草、佛岩、シツカケ、湯の洞、夫婦岩、砥石、石神、猿谷、要戸、子持木、栗ノ木原、獅師、獅ノ願平、黒岩、大島山、小日陰
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

山梨県告示第五百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、市川三郷町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。  
平成十七年十月一日

山梨県知事 山本 栄彦

山家	変更前の字の名称	山保	変更後の字の名称
----	----------	----	----------

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十七年十月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三市川警察署の部署所在地の項中

西八代郡市川大門町五八〇の三

西八代郡市川大門町の地区（通称芦久保及び旧市川大門町）

うち、印沢、高田、山近萩を除く。）

を

西八代郡市川三郷町市川大門五八〇の三

西八代郡市川三郷町のうち市川大門、印沢、高田、山保（通称芦久保及び近萩を除く。）

に改め、同部大同警察官駐在所の項中「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に、「山家」を「山保」に改め、同部上野警察官駐在所の項中「西八代郡三珠町」を「西八代郡市川三郷町」に改め、同部岩間警察官駐在所の項中「西八代郡六郷町」を「西八代郡市川三郷町」に改め、同部上九一色警察官駐在所の項中「西八代郡三珠町」を「西八代郡市川三郷町」に改める。

郷町のうち、楠南、宮原、葛籠沢、鴨岩下、寺所

西八代郡六郷町

西八代郡市川三郷町岩間九五一

西八代郡市川三郷町岩間、落居、狩津向、五八

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番